

○弥富市狭あい道路の拡幅整備に関する要綱

平成 22 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民の理解と協力の下に狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定めることにより、安全で良好な居住環境の確保及び災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 2 項に規定する道路及び当該道路以外の道路であって市長がこの要綱の規定を適用する必要があると認めた道路の中心線から水平距離 2 メートル未満のものをいう。
- (2) 敷地後退線 狭あい道路の中心線から水平距離 2 メートル以上（当該狭あい道路がその中心線からの水平距離 2 メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の狭あい道路の側の境界線とその境界線から狭あい道路の側に水平距離 4 メートル以上）の線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路と敷地後退線の間に挟まれた土地をいう。
- (4) すみ切り用地 敷地後退線が、他の道路の境界線と交わる箇所の角地の隅角を挟む 2 辺を含む土地をいう。
- (5) 拡幅整備 後退用地又はすみ切り用地を、通行上及び避難上支障がない道路形態に整備することをいう。
- (6) 建築物 法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (7) 建築主 狭あい道路に接する敷地（以下「敷地」という。）に建築物を建築しようとする法第 2 条第 1 6 号に規定する建築主をいう。
- (8) 敷地所有者等 敷地について、所有権、借地権その他の土地の使用又は収益をする権利を有する者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この要綱に基づく狭あい道路の拡幅整備の促進に関する施策について普及を図るとともに、この要綱の計画的な運用に努めなければならない。

(建築主等の責務)

第 4 条 建築主、敷地所有者等、設計者（その者の責任において、建築物又は敷地に関する工事の設計図書を作成する者をいう。）及び工事施工者（建築物又は敷地に関する工事

の請負人又は請負契約によらないで自らこれらの工事をする者をいう。)は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、後退用地及びすみ切り用地(以下「後退用地等」という。)について一般の交通の用に供する機能を確保することに努めなければならない。

(後退用地の事前協議)

第5条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、当該行為を行おうとする日の30日前までに後退用地に関し、市長と協議しなければならない。

- (1) 法第6条第1項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請
- (2) 法第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認を受けるための書類の提出
- (3) 法第18条第2項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定による建築計画の通知

2 敷地所有者等(前項の協議に係る建築主を除く。)は、後退用地の利用方法又は形態を変更しようとするときは、当該変更に関する法令に基づく許可、認可等の申請又は届出を行おうとする日(それらの手続を要しない変更にあつては、当該変更を行おうとする日)の30日前までに後退用地に関し、市長と協議しなければならない。

3 建築主又は敷地所有者等(以下「建築主等」という。)は、前2項の規定による協議をするに当たっては、当該後退用地の関係権利者の承諾を得なければならない。

4 第1項又は第2項の規定による協議(以下「事前協議」という。)は、事前協議申出書(第1号様式)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出することによって行わなければならない。ただし、市長が添付する必要があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 後退用地の土地に係る登記記録の全部事項証明書
- (4) 現況平面図
- (5) 建築物等の予定配置図
- (6) 現況写真
- (7) 確定測量図
- (8) 関係権利者の承諾を得たことを証する書面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

5 事前協議申出書の提出部数は1部とし、前項の図書の提出部数は正本1部及び写し1部とする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その提出部数を増

やすことができる。

(後退用地の区域の明示)

第6条 建築主等は、前条第1項又は第2項の規定により協議した後退用地を後退用地等と後退用地等を除いた敷地の部分との境界線にくいを設置する方法により明示しなければならない。

2 市長は、事前協議を終えたときは、建築主等にくいを配布するものとする。ただし、敷地の状況等によりくいが設置できないとき市長が認めるとき、又は後退用地等を寄附することとなったときは、この限りでない。

3 建築主等は、くいを設置したときは、速やかに後退くい設置届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係るくいの位置を確認するものとする。

(暫定的な後退用地)

第7条 事前協議申出書が提出された場合において、後退用地の確定に日時を要すると認められるとき、又は道路中心線を決定できないときは、市長は、建築主等との協議により、暫定的な後退用地を定めることができる。

(協議結果通知書の交付)

第8条 市長は、事前協議を終えたときは、建築主等に協議結果通知書（第3号様式）を交付するものとする。

(協議内容の変更)

第9条 建築主等は、事前協議を終えた後、その内容を変更しようとするときは、事前協議内容変更申出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(協議結果通知書の提示)

第10条 建築主は、第5条第1項第1号又は第3号に該当する行為を行うときは建築主事に、同項第2号に該当する行為を行うときは法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に第8条の協議結果通知書を提示しなければならない。

(道路中心びょうの設置)

第11条 市長は、道路中心線が確定したときは、当該道路中心線にびょうを設置するものとする。

(後退用地等の寄附の申出)

第12条 後退用地等を市に寄附しようとする者は、寄附申出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、登記原因を証する書類、登記承諾書及び印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(後退用地等の測量及び所有権移転手続)

第13条 市長は、建築主等から後退用地等を市に寄附する旨の申出があった場合においては、これらの用地の境界確定に必要な測量及び所有権移転の手続を行うことができる。

(後退用地等の整備)

第14条 市長は、寄附が確定した後退用地等について、必要な整備を実施するものとする。

(助成金及び奨励金)

第15条 市長は、建築主等から後退用地等を市に寄附する旨の申出があった場合においては、これらの用地内に存する塀、門、生垣その他これらに類する物（以下「塀等」という。）を除去する者に対し、当該行為に要する費用について、別表で定める額の助成金を交付することができる。

2 市長は、後退用地等を市に寄附した者に対し、別表で定める額の奨励金を交付することができる。

3 第1項の助成金又は前項の奨励金（以下「助成金等」という。）の交付を受けようとする者は、狭あい道路拡幅整備助成金等交付申請書（第6号様式）に助成金等の額の算出の基礎となる資料を添えて市長に提出しなければならない。

4 前項に規定するもののほか、助成金等の交付に関しては、弥富市補助金等交付規則（平成5年弥富町規則第8号）に定めるところによるものとする。

(助成金等の交付決定の取消し)

第16条 市長は、助成金等の交付決定を受けた者が偽りその他不正の行為により当該助成金等の交付決定を受けたと認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金等が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金等の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(適用除外)

第17条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可を受けようとする開発行為の区域内に存在する場合（自己の業務及び自己の居住の用に供する建築を目的とする開発許可を受けようとするものを除く。）

(2) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業を施行する場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める場合

（雑則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 23 年 9 月 30 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の弥富市要綱の規定に基づいて作成されている様式の使用紙は、改正後の弥富市要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 15 条関係）

項 目	金 額	
(1) 塀等整備助成金 （後退用地等内にあるフェンス、塀、門、生垣等を除去し、道路築造に支障のない形態に要する費用）	ブロック塀以外で基礎がないもの	1メートルにつき 1,600円
	ブロック塀以外で基礎があるもの	1メートルにつき 2,600円
	ブロック塀	1メートルにつき 13,900円
	生垣	1メートルにつき 900円
(2) 配管等移設助成金	水道メーター及び水道管の移設に要する費用	
(3) 寄附奨励金	(1) 後退用地 後退用地が面する路線の相続税路線価（又は倍率方式による評価）の1平方メートル当たりの単価の3分の1に後退用地の面積を乗じた額 （1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。） (2) すみ切り用地 すみ切り用地が面する路線の相続税路線価（又は倍率方式による評価）の1平方メートル当たりの単価のうち最も高い額の2分の1にすみ切り用地の面積を乗じた額 （1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）	

備考

- 1 塀等整備助成金は、1申請につき100,000円を上限とする。
- 2 配管等移設助成金は、1申請につき100,000円を上限とする。

第1号様式（第5条関係）

（表）

事前協議申出書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申出者 住 所 _____
氏 名 _____
（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号 _____

後退用地について、次のとおり協議を申し出ます。

土 地 の 所 在 地	弥富市
土 地 の 所 有 者	住所
	氏名
協議の対象となる行為	1 建築確認申請 2 後退用地の利用方法又は形態の変更 変更の内容
工 事 等 着 手 予 定 日	年 月 日
工 事 等 完 了 予 定 日	年 月 日

注 「協議の対象となる行為」の欄は、該当する番号に○を付けてください。

(裏)

道路 の 状 況	道路の種類別		1 市道 () 2 法定外道路 3 その他 ()		
	道路幅員		メートル	境界確定	1 有 2 無
	すみ切り用地の有無		1 有 2 無		
協 議 事 項	後退用地等	後の管理方法	1 寄附する 2 自主管理する		
		すみ切り用地の管理方法	1 寄附する 2 自主管理する		
	※整備内容	※境界			
		※路面			
		※移設物			
		※特記事項			
	※助成項目				
※寄附奨励金		1 有 2 無			

注1 ※印欄には、記入しないでください。

2 「道路の状況」及び「後退用地等」の欄は、該当する番号に○を付けてください。

第2号様式（第6条関係）

後退くい設置届

年 月 日

（宛先） 弥富市長

届出者 住 所_____

氏 名_____

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号_____

後退くいを設置したので、次のとおり届け出ます。

土 地 の 所 在 地	弥富市
協 議 結 果 通 知 書 番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
後退くい設置年月日	年 月 日

注 後退くいの設置位置が確認できる配置図及び写真を添付してください。

第3号様式（第8条関係）

（表）

第 年 月 日 号

様

弥富市長 印

協議結果通知書

年 月 日に申出がありました後退用地についての協議の結果
は、次のとおりです。

土 地 の 所 在 地	弥富市	
土 地 の 所 有 者	住所	
	氏名	
協議の対象となる行為		
工 事 等 着 手 予 定 日	年 月 日	
工 事 等 完 了 予 定 日	年 月 日	
道 路 の 状 況	道 路 の 種 別	
	道 路 幅 員	メートル
	す み 切 り 用 地 の 有 無	

(裏)

協 議 事 項	後 退 用 地 等	後 退 用 地 の 区 域	
		後 退 用 地 の 管 理 方 法	
		す み 切 り 用 地 の 管 理 方 法	
	整 備 内 容	境 界	
		路 面	
		移 設 物	
		特 記 事 項	
	助 成 項 目		
	寄 附 奨 励 金		

第4号様式（第9条関係）

事前協議内容変更申出書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申出者 住 所 _____
氏 名 _____
（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号 _____

事前協議を終えた内容について、次のとおり変更を申し出ます。

協議結果通知書 番号及び年月日	第 号 年 月 日
土地の所在地	弥富市
変更理由	
変更内容	変更前
	変更後

第 5 号様式（第 1 2 条関係）

寄附申出書

年 月 日

（宛先） 弥富市長

申出者 住 所.....
氏 名.....
（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号.....

次のとおり寄附します。

- 1 寄附の目的
狭あい道路の拡幅用地として
- 2 寄附の内容

所 在	地 番	地 目	地 積	備 考
計				

- 3 付記事項

第6号様式（第15条関係）

狭あい道路拡幅整備助成金等交付申請書

年 月 日

（宛先）弥富市長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号 _____

弥富市狭あい道路の拡幅整備に関する要綱の規定に基づく助成金又は奨励金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 交付を受けようとする助成金等
ア 要綱第15条第1項に規定する助成金
イ 要綱第15条第2項に規定する奨励金
- 2 協議結果通知書番号及び年月日
第 号 年 月 日
- 3 事業等の完了予定期日
年 月 日
- 4 交付を受けようとする助成金等の額
金 円

注 「交付を受けようとする助成金等」は、該当する記号に○を付けてください。